

防府地区小中学校歯の健康優良者選抜表彰並びによい歯の学校表彰の 大会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は本市における小中学校の児童生徒の歯の健康の増進を図ることを目的に一般社団法人防府歯科医師会が開催する防府地区小、中学校歯の健康優良者選抜表彰並びによい歯の学校表彰の大会に対し補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 市長は、予算の範囲内において、防府地区小中学校歯の健康優良者選抜表彰並びによい歯の学校表彰の大会に要する経費について、補助を行うものとする。

(補助金交付の申請)

第3条 一般社団法人防府歯科医師会は、補助金の交付を申請しようとするときは、防府地区小中学校歯の健康優良者選抜表彰並びによい歯の学校表彰の大会補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、当該補助金の交付の決定をし、防府地区小中学校歯の健康優良者選抜表彰並びによい歯の学校表彰の大会補助金交付決定通知書（第2号様式）により、一般社団法人防府歯科医師会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 一般社団法人防府歯科医師会は補助金交付の決定を受けたときは、防府地区小中学校歯の健康優良者選抜表彰並びによい歯の学校表彰の大会補助金請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

第6条 一般社団法人防府歯科医師会は、防府地区小中学校歯の健康優良者選抜表彰並びによい歯の学校表彰実績要項（第4号様式）を当該年度の翌年度

の5月末日までに、市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

防府地区小中学校歯の健康優良者選抜表彰並びに
よい歯の学校表彰の大会補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住 所
団体名
代表者

下記のとおり 年度における補助金の交付を受けたいので、防府地区小中学校歯の健康優良者選抜表彰並びにより歯の学校表彰の大会補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

防府地区小中学校歯の健康優良者選抜表彰並び
によい歯の学校表彰の大会補助金交付決定通知書

住 所

団体名

代表者

年 月 日付で申請のあった、 年度防府地区小中学校歯の健康優良者選抜表彰並びによい歯の学校表彰の大会補助金について、下記のとおり交付することに決定したので防府地区小中学校歯の健康優良者選抜表彰並びによい歯の学校表彰の大会補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

年 月 日

防府市長

補助金交付決定額 金 円

第3号様式（第5条関係）

補助金請求書

第 号
年 月 日

（宛先）防府市長

補助決定者

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった年度防府地区小中学校歯の健康優良者選抜表彰並びによい歯の学校表彰の大会補助金を交付されるよう、防府地区小中学校歯の健康優良者選抜表彰並びによい歯の学校表彰の大会補助金交付要綱第5条の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

第4号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長 様

住 所

団体名

代表者

防府地区小中学校歯の健康優良者選抜表彰
並びによい歯の学校表彰の大会補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた防府地区小中学校歯の健康優良
者選抜表彰並びによい歯の学校表彰の大会の関係書類を添えて実績報告します。

添付書類

1 収 支 決 算 書